

第9期中間決算公告

平成21年12月24日

東京都港区赤坂一丁目6番16号

株式会社東京スター銀行

代表執行役頭取 ロバート・エム・ベラーディ

中間貸借対照表

(平成21年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	59,393	預金	1,811,173
コールローン	77,324	外国為替	9
買入金銭債権	29,766	社債	55,200
金銭の信託	3,246	その他の負債	34,422
有価証券	510,511	未払法人税等	91
貸出金	1,300,691	その他の負債	34,331
外国為替	571	賞与引当金	200
その他の資産	21,149	役員退職慰労引当金	41
有形固定資産	6,048	睡眠預金払戻損失引当金	485
無形固定資産	3,374	支払承諾	1,569
繰延税金資産	11,776		
支払承諾見返	1,569		
貸倒引当金	△27,012	負債の部合計	1,903,102
		(純資産の部)	
		資本金	21,000
		資本剰余金	19,000
		資本準備金	19,000
		利益剰余金	54,700
		利益準備金	2,000
		その他利益剰余金	52,700
		繰越利益剰余金	52,700
		株主資本合計	94,700
		その他有価証券評価差額金	△1,015
		繰延ヘッジ損益	1,623
		評価・換算差額等合計	608
		純資産の部合計	95,309
資産の部合計	1,998,411	負債及び純資産の部合計	1,998,411

中間損益計算書

(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	32,175
資金運用収益	24,037
(うち貸出金利息)	(20,073)
(うち有価証券利息配当金)	(3,039)
役務取引等収益	5,741
その他業務収益	908
その他経常収益	1,488
経常費用	34,649
資金調達費用	6,313
(うち預金利息)	(5,871)
役務取引等費用	6,106
その他業務費用	3,175
営業経費	14,623
その他経常費用	4,430
経常損失	2,473
特別利益	0
特別損失	53
税引前中間純損失	2,527
法人税、住民税及び事業税	17
過年度法人税等	49
法人税等調整額	△539
法人税等合計	△472
中間純損失	2,054

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当行が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物： 8年～50年

その他： 2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理

的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、当中間期の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、中間損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

なお、第6期（平成18年度）まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、第6期末日において直接減額していた債権のうち、当中間期末において債権額から直接減額した金額は276百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間期末における要支給見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の貸出金について、ヘッジ対象となる取引を個別に指定した繰延ヘッジを行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

10. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理

証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 4,993 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 18,524 百万円、延滞債権額は 39,585 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 4,975 百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1,560 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 64,645 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、849 百万円であります。

7. ローン・パーティシパシオンで平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の中間期末残高の総額は、48 百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、

932 百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 24,374 百万円

担保資産に対応する債務

預金 605 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等 50,869 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は 2,810 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、94,429 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 41,474 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,923 百万円
11. 社債には、劣後特約付社債 15,900 百万円が含まれております。
12. 1 株あたりの純資産額 136,155 円 91 銭
13. 単体自己資本比率（国内基準） 8.59%

（中間損益計算書関係）

1. その他業務収益には、融資業務関連収入 367 百万円及び外国為替売買益 350 百万円を含んでおります。
2. その他経常収益には、買取債権回収益 741 百万円を含んでおります。
3. その他業務費用には、国債等債券償却 3,097 百万円を含んでおります。
4. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 4,154 百万円を含んでおります。
5. 1 株当たり中間純損失金額 2,935 円 22 銭

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）
該当事項はありません。
2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）
該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	23	58	35
債 券	375,239	374,978	△260
国 債	363,541	363,915	374
地方債	602	609	6
社 債	11,095	10,454	△641
その他	59,446	57,959	△1,487
合計	434,709	432,996	△1,712

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

企業向けクレジットを裏付け資産とした証券化商品の一部については、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。

企業向けクレジットを裏付け資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付け資産を分析し、倒産確率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格としております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は2,382百万円（うち、その他2,382百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として以下のとおりです。

時価が取得原価から50%以上下落している銘柄

時価が30%以上50%未満下落しており、発行会社の信用状態を考慮の上、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄

(追加情報)

「有価証券」に含まれる変動利付国債について、市場価格を時価とみなせない状況にあると考えられたことから、前中間期末以降、合理的に算定された価額をもって（中間）貸借対照表価額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせる状況に復したと考えられることから、当中間期末は、市場価格に基づく価額をもって中間貸借対照表価額としております。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

(平成21年9月30日現在)

内容	金額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	4,993
その他有価証券	
非上場株式	512
非上場社債 (事業債)	71,983
その他の証券	26
買入金銭債権中の信託受益権	11,799

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成21年9月30日)
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成21年9月30日)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	8,486	百万円
繰越欠損金	3,211	
有価証券評価差額金	696	
その他	705	
繰延税金資産小計	13,100	
評価性引当額	△164	
繰延税金資産合計	12,935	
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	△1,114	
その他	△44	
繰延税金負債合計	△1,158	
繰延税金資産の純額	11,776	百万円

中間連結貸借対照表

(平成21年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	59,509	預金	1,805,162
コールローン	77,324	外国為替	9
買入金銭債権	29,766	社債	55,200
金銭の信託	3,246	その他負債	34,621
有価証券	505,853	賞与引当金	209
貸出金	1,312,250	役員退職慰労引当金	41
外国為替	571	睡眠預金払戻損失引当金	485
その他資産	21,370	利息返還損失引当金	22
有形固定資産	8,074	支払承諾	28,305
無形固定資産	3,497	負債の部合計	1,924,058
繰延税金資産	13,942	(純資産の部)	
支払承諾見返	28,305	資本金	21,000
貸倒引当金	△38,788	資本剰余金	19,000
		利益剰余金	60,257
		株主資本合計	100,257
		その他有価証券評価差額金	△1,015
		繰延ヘッジ損益	1,623
		評価・換算差額等合計	608
		純資産の部合計	100,865
資産の部合計	2,024,923	負債及び純資産の部合計	2,024,923

中間連結損益計算書

(平成21年4月1日から平成21年9月30まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	32,439
資 金 運 用 収 益	24,231
(うち貸出金利息)	(20,262)
(うち有価証券利息配当金)	(3,044)
役 務 取 引 等 収 益	5,752
そ の 他 業 務 収 益	914
そ の 他 経 常 収 益	1,540
経 常 費 用	32,483
資 金 調 達 費 用	6,312
(うち預金利息)	(5,871)
役 務 取 引 等 費 用	2,716
そ の 他 業 務 費 用	3,175
営 業 経 費	14,921
そ の 他 経 常 費 用	5,356
経 常 損 失	44
特 別 利 益	199
特 別 損 失	54
税金等調整前中間純利益	101
法人税、住民税及び事業税	420
法人税等調整額	△415
法人税等合計	4
中 間 純 利 益	96

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 2社

会社名

株式会社TSBキャピタル

TSB債権管理回収株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

会計処理基準に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託において信託財産を構成している信託財産の評価は、当行が当該信託財産を保有する場合と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物： 8年～50年

その他： 2年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

また、のれんの償却については、5年間の均等償却を行っており、金額的に重要性がない場合は、発生時の損益としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。

また、破綻懸念先債権及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率等で割引いた

金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、当中間連結会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、中間連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

なお、平成18年連結会計年度まで、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額してはりましたが、平成18年連結会計年度末において直接減額した債権のうち、当中間連結会計期間末において債権額から直接減額した金額は1,562百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末における要支給見込額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

10. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

11. 外貨建資産及び負債の換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（「業種別監査委員会報告第 24 号」）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の貸出金について、ヘッジ対象となる取引を個別に指定した繰延ヘッジを行っております。

14. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

15. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理

証書貸付及び割引手形等は、取得価額で中間連結貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（連結の範囲に関する適用指針）

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 22 号平成 20 年 5 月 13 日）が平成 20 年 10 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。

これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

注記事項

（中間連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 20,563 百万円、延滞債権額は 48,257 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 4,975 百万円であります。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1,560 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は75,357百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、849百万円であります。
6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の間接連結会計期間末残高の総額は、48百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、780百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 24,374百万円

担保資産に対応する債務

預金 605百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等50,869百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は2,846百万円あります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、86,677百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が33,722百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,066百万円
10. 社債には、劣後特約付社債15,900百万円が含まれております。
11. 1株当たりの純資産額 144,093円72銭
12. 連結自己資本比率(国内基準) 8.91%

(中間連結損益計算書関係)

1. その他業務収益には、融資業務関連収益 367 百万円及び外国為替売却益 350 百万円を含んでおります。
2. その他経常収益には、買取債権回収益 741 百万円を含んでおります。
3. その他業務費用には、国債等債券償却 3,097 百万円を含んでおります。
4. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 3,575 百万円及び貸出金償却 1,625 百万円を含んでおります。
5. 1株当たり中間純利益金額 138 円 20 銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）
該当事項はありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	23	58	35
債 券	375,239	374,978	△260
国 債	363,541	363,915	374
地方債	602	609	6
社 債	11,095	10,454	△641
その他	59,485	57,997	△1,487
合計	434,747	433,034	△1,712

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

企業向けクレジットを裏付け資産とした証券化商品の一部については、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。

企業向けクレジットを裏付け資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格としております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は2,382百万円（うち、その他2,382百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として以下のとおりです。

時価が取得原価から50%以上下落している銘柄

時価が30%以上50%未満下落しており、発行会社の信用状態を考慮の上、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄

(追加情報)

「有価証券」に含まれる変動利付国債について、市場価格を時価とみなせない状況にあると考えられたことから、前中間連結会計期間末以降、合理的に算定された価額をもって（中間連結貸借対照表価額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせる状況に復したと考えられることから、当中間連結会計期間末は、市場価格に基づく価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(平成21年9月30日現在)

内容	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	809
非上場社債 (事業債)	71,983
その他の証券	26
買入金銭債権中の信託受益権	11,799

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成21年9月30日)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

記載すべき事項はありません。